

(六) 転・編入学等について

1. **編入学**
沖縄県立学校管理規則第 22 条の規定を準用する。
2. **転学**
 - (1) 転学全般については学校管理規則第 25 条を準用するものとする。
 - (2) 学校管理規則第 25 条 2 項により転出先の校長より必要書類が送付された場合次の条件にもとづいて受け入れるものとする。
 - ア. 転出の理由が家族の移転、または保護者の転勤等にもなう移動によるものであること。
 - イ. 本校の教育課程に照らして支障がないこと。
以上の条件に適合している場合、指導上の参考のため、英語・数学・国語について転入試験を実施する。なお、私立高校からの転入については、転入試験によって、本校の学業に支障がないと認められる場合、カリキュラムに多少の増減があっても転学を許可することもある。
3. **転籍**
学校管理規則第 26 条の規定によって行う。
4. **転科**
学校管理規則第 27 条の規定によって行う。
5. **留学**
学校管理規則第 29 条の規定によって行う。
6. **休学**
学校管理規則第 30 条の規定によって行う。
7. **復学**
ト
学校管理規則第 32 条の規定によって行う。
8. **退学**
学校管理規則第 28 条の規定によって行う。
9. **再入学**
学校管理規則第 33 条の規定によって行う。
10. **死亡**
学校管理規則第 46 条の 3 項の規定によって行う。